

2026年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

1 納付金・標準保険料率算定の流れ

2018年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。

新制度において県が算定する納付金及び標準保険料率の算定ルールについては、厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」に沿って、毎年度、県と市町村で協議して決定している。

2026年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定ルールについて、市町村と合意した主な算定ルールは下記の①から③である。

については、下記の①から③について審議を行いたい。

○審議事項

① 納付金算定基礎額の算出について

国・県の公費や決算剰余金等を除いた納付金算定基礎額は、被保険者数及び診療費をもとに推計した県全体の保険給付費等の見込み額から算出する。

なお、2024年度の決算剰余金のうち、国庫返還金等を除いた額は約78億円であり、2025年度の保険給付費を推計したところ、不足が生じない見込みである。したがって、市町村と合意したルールに基づき、納付金の急激な上昇を抑制するため、原則3年間で活用することとし、2026年度の納付金算定においては、累積額の3分の1（約26億円）を活用することを基本とし、県全体で減算するように反映する。

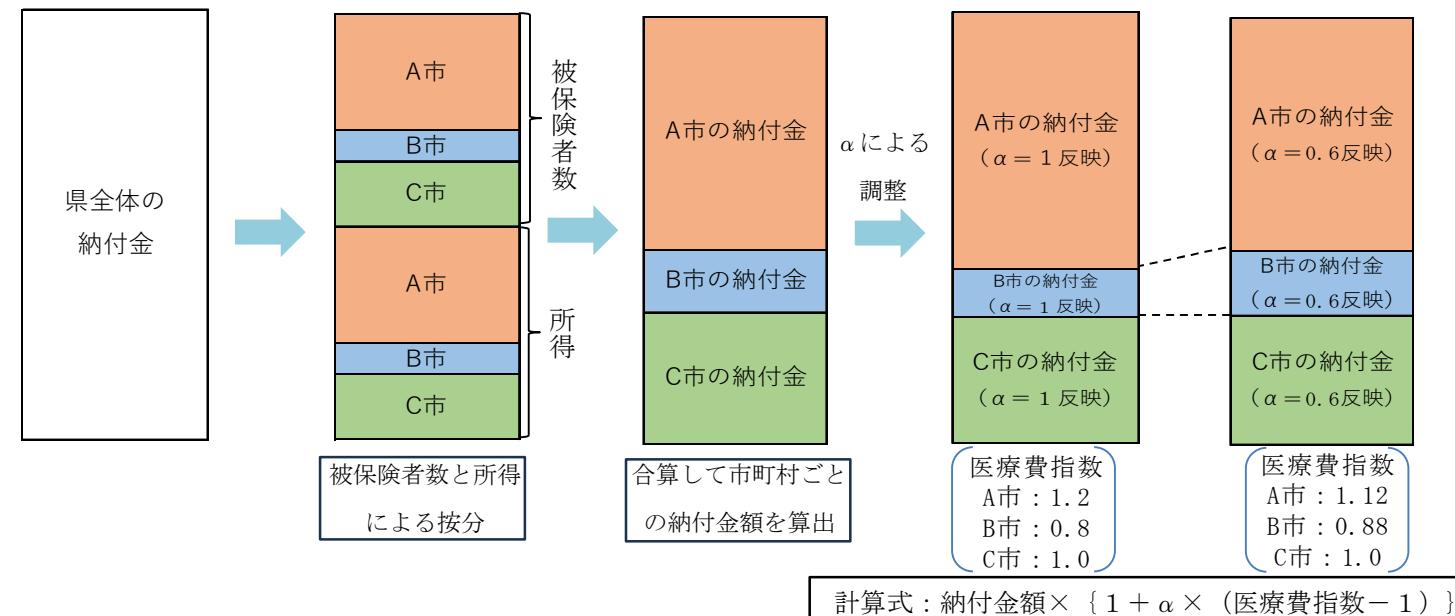
ただし、予期せぬ保険給付費の増加や、未確定である公費等の交付状況等により、やむを得ず活用額が変わることもある。

2023年度決算剰余金 (累積) (48億円)	2024年度決算剰余金 (単年度) (55億円)	決算剰余金 (累積) (78億円)
2025年度納付金 減算に活用 16億円	納付金以外活用額 9億円	2026年度以降の 納付金減算に活用 78億円
2026年度以降の 納付金減算に活用 32億円	2026年度以降の 納付金減算に活用 46億円	(A) + (B) = 約 78 億円
(A) 約 32 億円	(B) 約 46 億円	

②各市町村の納付金額の算出について

各市町村の納付金の額は、納付金算定基礎額を各市町村の被保険者数及び所得総額で按分し、医療費水準を反映させた額となる。

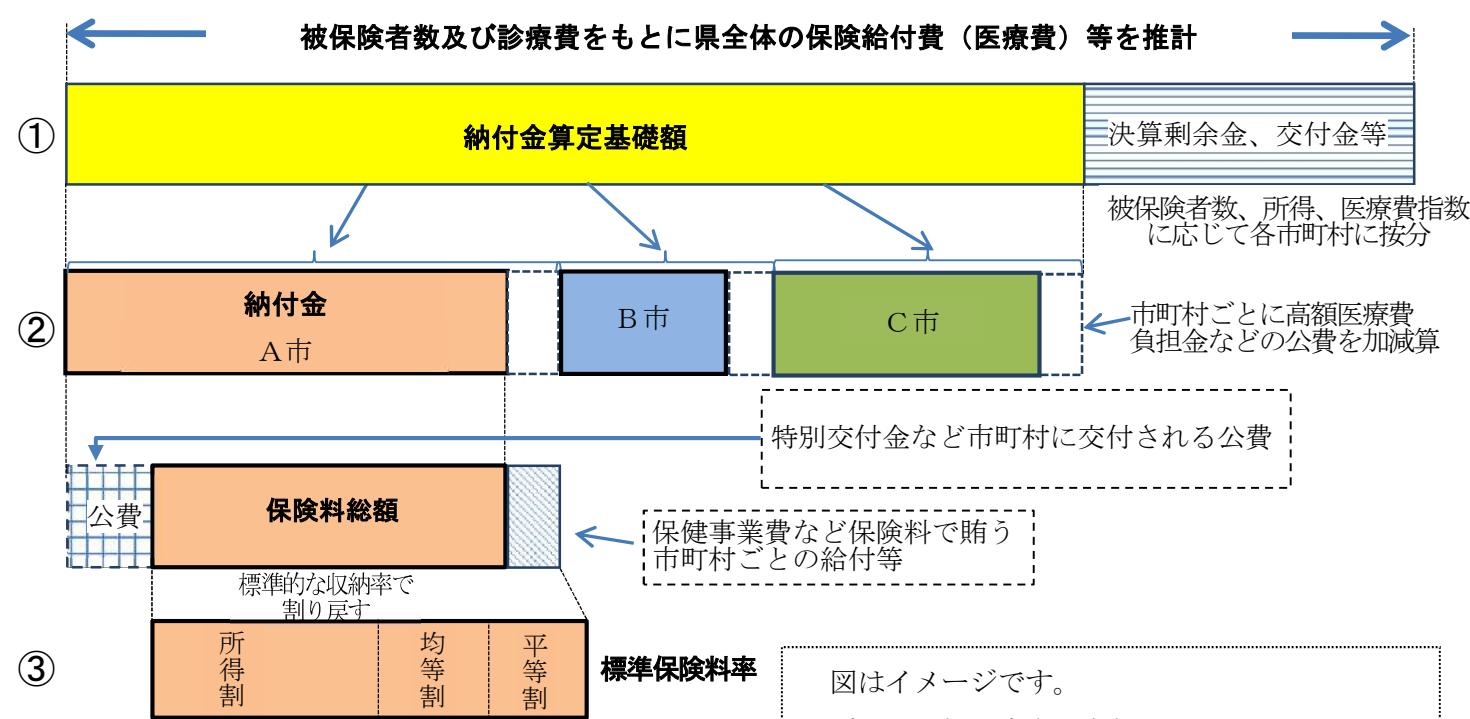
医療費指数反映係数 α （各市町村の医療費水準の差異を、納付金算定にどの程度反映させるかを定める数値。医療費水準をすべて反映する $\alpha = 1$ から、医療費水準を反映させない $\alpha = 0$ の間で設定。）は、第3期愛知県国民健康保険運営方針に基づき、 α を毎年度0.2ずつ引き下げを行うことから、2026年度の納付金算定では $\alpha = 0.6$ として、納付金の算定を行うこととする。



③各市町村の標準保険料率の算定について

各市町村の納付金から、市町村に交付される公費を減算し、保健事業等の保険料で賄う給付費等を加算した後に、標準的な収納率を加味することで、各市町村の標準保険料率を算定する。

※市町村は、標準保険料率を参考とし、実際に賦課する保険料率を決定する。



2 スケジュール

2026 年度納付金等の算定スケジュール予定は以下のとおり。

No	内容	日程
(2025 年度)		
①	第1回国保運営方針連携会議において、2026 年度納付金等の算定ルールを示し、市町村と協議	8月 22 日
②	第2回国保運営方針連携会議において、第1回国保運営方針連携会議結果を踏まえた算定ルールを提示	10月 10 日
③	第1回愛知県国民健康保険運営協議会において、算定の考え方を審議	10月 29 日 (今回)
④	国から仮係数の提示	11月 上旬
⑤	納付金等仮算定結果の市町村への提示	11月 20 日
⑥	国から確定係数の提示	12月末
⑦	納付金等本算定結果の市町村への提示	1月中旬
⑧	第2回愛知県国民健康保険運営協議会において、納付金算定結果を審議	2月上旬～中旬
⑨	愛知県ホームページにおいて、標準保険料率を公表	2月下旬
⑩	所得係数等の告示	3月下旬
(2026 年度)		
⑪	納付金額の通知	4月 上旬